

(地域密着型介護老人福祉施設)

地域密着型特別養護老人ホーム レット・イット・ビー 運営規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人 京都市育和会が設置経営する社会福祉法人地域密着型特別養護老人ホームレット・イット・ビーの運営及び利用についての必要事項を定め事業の適正且つ円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第 2 条 この施設を利用する方に対して施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入居している方がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

(運営の方針)

第 3 条

事業所は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 25 年 1 月 9 日京都市条例第 39 号）」、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

- 2 利用者の要介護状態の軽減、又は悪化の防止に資するよう認知症の状況等、利用者の心身の状況を踏まえて日常生活に必要な援助を行う。
- 3 当施設では、地域密着型介護老人福祉施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービスと連携するよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的な雰囲気重視し、利用者が「あるがままに」「自分らしく過ごしていただける」ようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して介護上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 介護の提供において、自らの提供するサービス援助の質の評価を行い、常にその改善に努める。
- 7 常に衛生管理に留意し、感染症及び食中毒の発生・蔓延を防ぐ為、施設及び使用する物の清潔を保ち、定期的に感染症対策委員会を行う。

(事業所の名称、所在地)

第4条 当施設の名称及び所在地は次の通りとする。

(1) 事業所名 社会福祉法人京都市育和会

地域密着型特別養護老人ホーム レット・イット・ビー (2) 所在地 京都市東山区本町 20 丁目

441 番 1

(従業員の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は次の通りであり、必置数については法令の定めるところによる。

(1) 施設長 常勤 1 名

(2) 管理者 常勤 1 名

(3) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(4) 看護職員 1 名以上

(5) 介護職員及び看護職員 常勤換算方法で、入所者の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上とする

(6) 生活相談員 1 名以上

(7) 栄養士 1 名以上

(8) 介護支援専門員 1 名以上

(9) 機能訓練指導員 1 名以上

(10) 事務員 必要数

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は次の通りとする。

(1) 施設長は、特養の運営管理やその他の同一敷地内事業所も含む施設全体の統括管理を行う。

(2) 管理者は、地域密着型介護老人福祉施設に携わる従業者の管理、指導を行う。

(3) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて日常的な医学的対応を行う。

(4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。

(5) 介護職員は、利用者の地域密着型施設サービス計画に基づく介護を行う。

(6) 生活相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう施設内のサービスの調整、他機関との連携を図る。

(7) 栄養士は、献立の作成と、栄養指導、嗜好調査及び残食調査等利用者の食事管理を行

う。

(8) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画を立てるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の更新手続きを行う。又、他の従業者との継続的な連絡等を通じ、施設サービス計画の実施状況を把握する。

(9) その他事務員等は当施設の維持、運営に必要な事務を行う。

(利用定員)

第7条 地域密着型介護老人福祉施設 レット・イット・ビーに於ける入居定員を29名とする。

2 ユニットの数は3、各ユニット定員は10名、10名、9名とし、各ユニットにユニットリーダーを1名ずつ配置する。

(営業日及び営業時間)

第8条 当施設の営業日及び営業時間は、社会福祉法人京都育和会就業規則等に準じて次の通り定める。

(1) 営業日は毎日とする。ただし、庶務・会計経理業務は、日曜日、祝日、12月31日～1月3日は休日とする。

(2) 受付時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

(利用者負担の額)

第9条 利用者の負担の額を以下の通り定めるものとする。

(1) 保険給付の自己負担額

介護報酬請求、受領について法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割及び3割となり、当施設にその権限を委任するものとする。

(2) 当施設が定める食事費用及び、居住費（別紙参照）

食費及び居住費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。又、入居契約している期間に於いては、入院期間中も居住費を徴収するものとする。

(3) 利用者が選定する次の費用は、利用者の負担とする。

①間食の費用

②理容・美容代

③施設で洗濯出来ない特別な衣料を業者に依頼したときのクリーニング代

④有価証券、金品の管理等を施設に委任する費用

⑤クラブ費

⑥その他利用者の個人的な買物

(入居)

- 第 10 条 当施設への入居申込者に被保険者証の提示を求め、被保険者資格、要介護認定を受けているか否かを確認し、次項に該当する者について入居を承認する。ただし、入居申込者が要介護認定申請を行っていない場合は、速やかに当該申請が行われるように援助する。又入居者が申込等の要介護認定の更新申請については有効期限内に行われるよう援助する。
- 2 介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定地域密着型介護福祉施設入所者生活介護を受ける必要性が高いと認められる入居申込者を優先的に入居出来るよう努める。
 - 3 入居者申込者に「かかりつけ医」の意見書等の提出を求め、看護職員が心身の状況、病歴等を把握し、介護職員が身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることが困難な者について、地域密着型介護老人福祉施設入居者選考規定に基づき協議の上入居を開始する。
 - 4 入居申込者が感染症疾病である場合、その他入居申込者に対し、レット・イット・ビーでは適切な便宜を提供することが困難である場合には、医師の判断により適切な病院、若しくは診療所又は老人保健施設を紹介する等の取扱いをする。
 - 5 施設への入居対象者は要介護度 3 から 5 と認定された方、又は、要介護度 1 又は 2 と認定された方で特例入所の要件に該当する方を対象とする。

(退居)

- 第 11 条 次の場合は退居とする。
- (1) 死亡の場合。
 - (2) 利用者又は、その家族から申し出のあった場合
 - (3) 医療機関へ入院し、3 か月を超えて治療等を必要とする場合
 - (4) 居宅において日常生活が営める状態となり、自宅等で生活するようになった場合
 - (5) その他第 20 条に定める事項を守らない場合
 - (6) 3 か月以上利用料が滞納となった場合
 - (7) 入居時に要介護度 3 以上であった方が入居後要介護度 1 又は 2 に変更になった場合には退居となるが、要介護度 1 又は 2 に変更になった入居者が特例入所の要件に該当すると認められる場合には、特例的に施設への入居が認められる。
- 2 利用者について、その心身の状態、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる場合は、その方の円滑な退居のために必要な援助をする。

- 3 退居に際しては、居宅介護支援事業者に連絡するとともに、退去後の日常生活について保健医療及び福祉関係者と連携をはかり対応する。

(入退居の記録)

第 12 条 入居及び退居に際しては、介護保険被保険者証に必要事項を記載する。

(施設サービス計画書)

第 13 条 利用者に対し、利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）の希望並びに生活全般の解決すべき課題に基づいて、援助の目標、該当目標を達成するための具体的なサービス援助内容及び援助する上で注意すべき事柄等を記載した施設サービス計画原案をつくり、利用者等にその内容を説明して同意を得て施設サービス計画書を作成し交付する。

(課題等の把握)

第 14 条 利用者の生活全般の問題点を明らかにし、解決すべき課題を把握することに努める。

(サービス担当者会議)

第 15 条 施設サービス計画原案を作成するため、介護支援専門員、介護職員、看護職員、生活相談員、その他の職員によるサービス担当者会議を定期的実施し、次のことを協議する。

施設サービス計画書の作成にあたって、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス援助内容及び援助する上で注意すべきこと。

- 2 会議は、介護支援専門員が主幹する。

(介護の内容)

第 16 条 介護は、利用者の自立及び日常生活の充実を目指し、利用者の心身の状況に応じ、常時 1 人以上の介護職員又は看護職員により、次の通り実施する。

- (1) 原則として、1 週間に 2 回以上、適切な方法により、入浴又は清拭をする。
- (2) 心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄を援助する。
- (3) 毎日離床、着替え、整容、口腔ケア等の日常生活上の援助をする。
- (4) 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うと共に、発生予防に取り組む。

- 2 食事の提供に当たっては、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に、利用者の自立に配慮してその意思を尊重しつつ共同生活場所や食堂で提供する。

(機能訓練指導)

第 17 条 利用者の心身の状況等をふまえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又

は、維持のため機能訓練を行う。

(相談及び援助)

第 18 条 利用者の相談に応じ、必要な助言その他の援助をする。

(社会生活上の便宜提供等)

第 19 条 利用者に次の日常生活上の便宜を提供する。

- (1) 常に利用者の家族との連携を図り、利用者とその家族との交流の機会を確保するように努める。
- (2) 教養娯楽等の設備を備え、利用者のために適宜レクリエーション行事を実施する。
- (3) 利用者が希望する時間に自由に食事が出来るように援助する。
- (4) 利用者が希望する場所（ユニット）で食事が出来るように援助する。
- (5) 利用者が行政機関等へ手続きする事が困難な場合は、その方の同意を得て手続きを代行する。
- (6) 利用者が選定する慰安娯楽等を提供する。
- (7) 利用者が選定する日常物品類や介護用品を提供する。

(施設の利用にあたっての留意事項)

第 20 条 当施設の利用にあたっての留意事項を下記の通りとする。

- (1) 面会はおおむね午前 9 時から午後 8 時までとする。
- (2) 消灯時間は原則として午後 9 時とする。
- (3) 外出・外泊は届出を必要とする。
- (4) 火気の取扱いには充分注意すること。
- (5) 設備・備品等を移動したり破損させたりしないこと。
- (6) 金銭・貴重品の管理は充分に注意すること。
- (7) 医療機関などへの通院は可能とする。
- (8) 宗教的扇動、政治的扇動は禁止する。
- (9) ペットの持ち込みは禁止する。
- (10) 他の利用者への迷惑行為は禁止する。
- (11) 長期入院等ある場合、緊急性に応じてショートステイに利用する場合がある。

(身体拘束等)

第 21 条 1 事業所は、利用者の身体拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命

又

は身体を保護するため緊急やむ得ない場合には、あらかじめ利用者の家族に利用者の心身の状況、緊急やむ得ない理由、身体拘束等の様態及び目的、身体拘束など行う時間、期間等の説明を行い、同意を文書で受けた時のみ、その条件と期間内にて身体拘束等を行うことができる。 2 前項の規定により身体拘束を行う場合には、管理者及び計画作成担当者、介護従事者により検討会議を行う。また、経過観察記録を整備する。

(虐待の防止に関する事項)

第 22 条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の次号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2)虐待防止のための指針を整備する。
- (3)従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4)前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(事故発生・再発防止のための措置)

第 23 条 事故発生時の対応等について、指針に基づき対応する。又、事故発生の報告、分析、改善策の検討及び職員への周知徹底を図る体制を整備するとともに、事故防止のための職員研修を定期的に行い、事故の再発防止に努める。

(非常災害対策)

第 24 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の対処する計画に基づき、又、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は、施設長とする。
- (2) 火元責任者は、任命した事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するように努める。
- (5) 災害の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・年 2 回以上
(うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ②利用者を含めた総合避難訓練 ……………年 1 回以上
 - ③非常災害設備の使用方法的徹底 ……………随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(職員の服務規律)

第 25 条 職員は関係法令及び諸規定を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専任する。服務に当たっては、協力して当施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し懇切丁寧を旨とし責任を持って接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、効率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 26 条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第 27 条 職員の就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人京都市育和会就業規則、及び社会福祉法人京都市育和会非常勤職員（パートタイム）就業規則による。

(職員の健康管理)

第 28 条 職員には、この施設レット・イット・ビーが行う年 1 回の健康診断を受けさせる。ただし、夜勤勤務に従事するものは年間 2 回とする。

(衛生管理及び感染症対策)

第 29 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備（水回り、設備、厨房設備等）、又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- (1) 栄養士、調理師等厨房勤務者は検便を行わなければならない。
- (2) 定期的に鼠族、昆虫の駆除を行う。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じるとともに、必要に応じ医療衛生課の助言、指導を求めるものとする。

- (1) 感染症及び食中毒の発生・まん延を防ぐ為、感染症対策委員会を年に3ヶ月に1回開催し、その結果を職員へ周知徹底するとともに感染症対策に関する職員研修を適宜行う。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(秘密保持)

第30条 当施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 当施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の保護)

第31条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」を遵守し、適切に取り扱うものとする。

- 2 事業所は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。
- 3 事業者は、個人情報の保護に係る規定を公表する。

(利用料の減免)

第32条 当施設では、京都市からの助成をうけて利用者の負担金の一部を減免する申請を行う。その対象者は以下の通りである。

- (1) 年間収入が単身世帯で150万円（世帯員1人増えるごと50万円加算）以下
- (2) 預貯金等が単身世帯で350万円（世帯員1人増えるごとに100万円加算）以下
- (3) 日常生活に供する資産以外に活用出来る資産がないこと
- (4) 負担能力のある親族などに扶養されていないこと

- (5) 介護保険料を滞納していないこと
- (6) 生活保護受給者でないこと
- (7) 旧措置入院者として実質的に負担軽減を受けていないこと

以上の要件を全て満たす方であって市民税世帯非課税者のうち、その方の収入・世帯状況利用料負担を総合的に勘案し、特に生計困難と市町村が認めた方とする。

- 2 ※サービス利用に係る利用者負担、並びに食費、居住費（滞在費）及び宿泊費を75%

軽減（老齢福祉年金受給者の方は50%に軽減）。

※生活保護受給者の方は（介護予防）短期入所生活介護、介護老人福祉施設、地域密着

型老人福祉施設入所者生活介護に係る居住費（滞在費）のみが全額軽減。

（運営推進会議）

第33条 運営推進会議において、活動状況を報告し評価を受け、必要な要望、助言等を聞き、会議を2ヶ月に1回開催し、会議内容を記録し公表する。

- 2 地域に密着し、地域に開かれた施設にするために、運営推進会議を開催する。
- 3 運営推進会議のメンバーは、利用者家族、地域住民の代表者、事業所が所在する地域を所轄する地域包括支援センター職員、及び知見を要する者とする。
- 4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているか確認、地域との意見交換・交流等とする。

（地域との連携）

第34条 当施設は、その運営に当たって、地域住民、又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図る。

- 2 当施設は、その運営に当たって、その提供したサービスに関する入居者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業、その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、利用者、及びその家族に説明し同意を得た上で「認知症ケア、及び身体拘束廃止委員会（身体拘束廃止委員会）」を設置し、検討するとともに、身体拘束を行った時の態様及び時間、利用者の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 5 サービスに関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

（苦情解決）

第 35 条

サービスの提供に係る利用者やその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供したサービスに関し、国又は地方公共団体が行う調査に協力するとともに、国又は地方公共団体から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(緊急時における対応方法)

第 36 条 従業者は、サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

- 2 サービスの提供により事故が発生した場合は、京都市、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、事故の状況や事故に際して摂った処置について、記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 37 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 38 条 地震等被害災害その他のやむを得ない事情がある場合を除き、入居定員及び居室の定員を超えて利用させない。

2 運営規定の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情解決の対応については、施設内に提示する。

3 地域密着型介護老人福祉施設に関する関連する政省令及び通知並びに本運営規定に定めのない、運営に関する重要事項については、理事長が定める。

4 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害に恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、利用者、及びその家族に説明し同意を得た上で「認知症ケア、及び身体拘束廃止委員会（身体拘束廃止委員会）」を設置し、検討するとともに、身体拘束を行った時の態様及び時間、利用者の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

5 サービスに関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

附則 この運営規定は、平成 30 年 3 月 24 日より施行する。

平成 30 年 8 月 1 日改正。

平成 30 年 12 月 1 日改正。

令和 2 年 5 月 1 日改正。

令和 2 年 7 月 16 日改正。

令和 3 年 4 月 1 日改正。

令和 5 年 4 月 1 日改定。

令和 6 年 2 月 1 日改定。

令和 6 年 3 月 1 日改定。

令和 7 年 4 月 1 日改定。